

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成29年 6月30日                      |
| 【会社名】      | 田辺工業株式会社                         |
| 【英訳名】      | TANABE ENGINEERING CORPORATION   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 四月朔日 義雄                  |
| 【本店の所在の場所】 | 新潟県上越市大字福田20番地                   |
| 【電話番号】     | 025(545)6500(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役上席執行役員事務部長 権守 勇一              |
| 【最寄りの連絡場所】 | 新潟県上越市大字福田20番地                   |
| 【電話番号】     | 025(545)6500(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役上席執行役員事務部長 権守 勇一              |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

当社は、平成29年6月28日の第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき40円 総額 214,024,040円

ロ 効力発生日

平成29年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、四月朔日義雄、水澤文雄、山口久行、権守勇一、横田猶一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項               | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------------------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件   | 39,106 | 102   | 0     | (注)1 | 可決<br>99.74    |
| 第2号議案<br>定款一部変更の件  | 39,187 | 21    | 0     | (注)2 | 可決<br>99.95    |
| 第3号議案<br>取締役5名選任の件 |        |       |       | (注)3 |                |
| 四月朔日 義雄            | 39,056 | 152   | 0     |      | 可決 99.61       |
| 水澤 文雄              | 39,176 | 32    | 0     |      | 可決 99.92       |
| 山口 久行              | 39,177 | 31    | 0     |      | 可決 99.92       |
| 権守 勇一              | 39,175 | 33    | 0     |      | 可決 99.92       |
| 横田 猶一              | 39,166 | 42    | 0     |      | 可決 99.89       |

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。